

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	母線連絡用66KV遮断機現場表示灯において、投入状態を示す「赤ランプ」消灯を確認したことから、交換のためランプカバーを外したところランプが破損したため、当該表示灯を修理。	D	
2	2号機	タービン駆動給水ポンプ(B)第二軸振動記録計において、指示値に変動(揺らぎ)が認められたため、当該計器及び測定回路を点検。	D	
3	2号機	制御棒(34-19)駆動機構部の温度について、「高」警報が頻発する事象が認められたため、当該測定回路を点検。	D	
4	4号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機(A)点検時、クランクシャフトにオイルシールとの接触による摺動傷が認められたため、オイルシール部の位置調整を実施。	D	
5	4号機	主蒸気逃がし安全弁(H)点検において、ペローズロックナット部より漏えいが認められたため、当該部を交換	D	
6	4号機	給水系復水ポンプ(B)再循環流量調節弁(B)点検において、閉側リミットスイッチ用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換。	D	
7	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(B)点検において、上部及び中間軸受け間に基準値外れが認められたため、当該軸受けを交換。	D	
8	4号機	海水系配管内面ライニング検査において、1ヶ所(34ライン)にライニングの剥離が認められたため、当該箇所を修理。	D	
9	4号機	第一給水加熱器(B)伝熱管過流探傷検査において、伝熱管1本に不具合(へこみ傷)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓取付。	D	
10	1.2号廃棄物処理設備	濃縮洗濯廃液タンク(A)移送時、ポンプ出口ライン温水洗浄弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353